**購買行動データ利活用に係る調査検討業務委託仕様書**

１．委託業務名

購買行動データ利活用に係る調査検討業務（以下「本業務」という。）

２．目的及び事業概要

大阪府（以下「発注者」という。）では、大阪スーパーシティ全体計画（令和４年12月27日策定）で全国のＤＸをリードするデータ駆動型社会の実現を目指すこととしている。昨今、地方創生交付金を原資とした「デジタル地域振興券」を背景に、府内事業者による購買行動データの連携・利活用ニーズが高まった。

現状では購買行動データは、府内商品・サービス提供事業者には還元されず、府内商品・サービス提供事業者によるデータエビデンストな商品・サービス開発等の進展の妨げの一因となっており、スマートシティを実現する上での課題となっている。

本事業は、こうした課題を解決するため、府内における購買行動データを府内商品・サービス提供事業者に還元・利活用等され、これらデータに基づき、より生活者ニーズに寄り添った商品・サービスの開発・提供につながるといった、府域における購買行動データの循環モデルを構築し、データが駆動する消費生活ＤＸと生活者本位のスマートシティを実現することを目的としている。

かかる目的達成のためには、大阪府域への観光客等（以下「観光客等」という。）をターゲットに府内の複数の店舗で既存の電子プリペイドカード式等の電子決済システム（以下「デジタル通貨システム」という。）を用いて、当該デジタル通貨システムによって発行されるポイント等（以下「デジタル通貨」という。）を流通させることによって得られる購買行動データを当該流通に参画する店舗を運営する事業者に当該事業者がその商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で還元させるために最適な手法及び最適な体制等について調査検討し、発注者における購買行動データの利活用等を図るための仕組みの検討のための基礎資料を得る必要がある。

以上のことから、デジタル通貨の流通と購買行動データの取得、連携・利活用の両面における広範な専門性及びノウハウ等をもつ受注者に、本事業を委託する。

３．契約期間

契約締結の日から令和６年３月29日（金）まで

４．業務内容

（１）調査の実施

　①店舗での調査検討の実施

・受注者は、以下の調査検討を行うこと。

－既存の「デジタル通貨システム」を用いて、調査検討に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）が運営する大阪府内の複数店舗（以下「協力店舗」という。）で、観光客等をターゲットとして、デジタル通貨を流通させること。当該流通に当たっては、協力事業者と協議し、対象商品又はサービスを定め実施すること。

－デジタル通貨の流通によって得られる観光客等の購買行動に係るデータであって個人情報を含まないもの（以下「購買行動データ」という。）を協力事業者が当該購買行動データに基づく商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で還元すること。

・受注者は、調査項目に応じて適切な調査期間を設定すること。協力事業者の店頭で行うデジタル通貨の流通は、概ね６週間の期間内にすべて終了すること。調査検討内容や実施時期等については、協力事業者とも協議すること。

② 企画に係る調整

・協力事業者への依頼は、発注者との協議を経て、受注者が行う。

このため、企画提案された内容については本府、協力事業者と事前調整が必要になる点について、留意すること。

③ 啓発媒体の作成

・本事業で使用する啓発媒体を作成すること。なお、作成する啓発媒体については、予算の範囲内で協力事業者の意見も聞きながら、発注者と協議の上、決定すること。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）1. 店舗での調査検討の実施

・観光客等をターゲットに協力店舗で既存のデジタル通貨を流通させることによって得られる購買行動データを当該協力事業者の商品又はサービスの企画立案等に活用可能な状態で当該協力事業者に還元させるために最適な手法及び最適な体制のほか、想定する協力事業者について、具体的に提案すること。※効果的かつ実現性がある複数の協力事業者確保に係る提案（協力事業者は３者以上であることが望ましい）とその理由を求める。・以下はあくまでも参考例であり、提案者独自のノウハウと経験による提案を期待する。また、複数の既存のデジタル通貨システムを活用する提案であることが望ましい。 （参考例）観光客等をターゲットに当該デジタル通貨を対価とすることによってのみ得られる特別な商品又はサービスを提供することで当該観光客等に係る購買行動データを得る手法　など・購買行動データの効果的な活用手法などを含めて提案すること。② 企画に係る調整・協力事業者の参画を確実に得られるよう、協力事業者の確保方法を具体的に提案すること。1. 啓発媒体の作成

・観光客等に効果的に訴求可能な手法を具体的に提案すること。 |

（２）調査検討の検証

上記（１）の調査検討を踏まえ、下記事項の検証を行い、その結果を取りまとめること。

また、取りまとめに際しては、発注者と事前協議し、取りまとめ方針について、発注者の合意を得ること。

・協力事業者における購買行動データニーズの実態

・協力事業者における購買行動データの具体的な活用方針

・購買行動データを店舗運営事業者に還元することにより、より多くの店舗運営事業者がデジタル通貨の流通に参画する可能性の有無及びより多くの店舗運営事業者の参画を得る手法

・購買行動データの還元等に係る大阪府広域データ連携基盤（ＯＲＤＥＮ）の活用可能性の有無（ＯＲＤＥＮについては、別添参照）

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）・「購買行動データのニーズの実態」や「購買行動データの活用手法」、「より多くの協力事業者の参画を得る手法」等について、検証の手法や内容を具体的に提案すること。・なるべく協力事業者の負担の少ない検証方法を具体的に提案すること。 |

（３）手順書の作成

 　上記（１）（２）の成果を元に、他事業者で実施する場合の手順や留意事項をまとめた手順書を作成すること。

（４）業務進行予定の策定及び進行管理

上記（１）～（３）に係る業務について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うとともに当該計画について、発注者と事前協議し、その合意を得ること。

以下に発注者が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、提案を制約するものではない。ただし、本仕様書で既に指定している業務に係る期間については遵守すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 概要 |
| 契約締結後　１５日以内 | ・スケジュール等に関する打合せ |
| 契約締結後　１．５月以内 | ・府との調整、協力事業者との調整、啓発媒体（原版）の作成・調査検討の開始 |
| 契約締結後　３．５月以内 | ・調査検討の完了 |
| 令和６年３月２９日まで | ・調査検討結果の分析、取りまとめ・成果品の納品 |

５．事業全体に係る留意点

（１）経費について

・本事業に要する画像等の著作権及び情報発信等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。万が一、委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

（２）著作権及び個人情報の保護等について

・本事業の成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。

・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。また、主演者等の確保、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

・本事業を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

・業務の履行に当たり取り扱う個人情報について、関係法令等に基づき、適正に管理すること。

・個人情報漏えい時における体制の確保を図ること。

６．委託事業完了後、発注者へ提出するもの

・受注者は、事業終了後、４．事業内容、５．事業全体に係る留意点に示す内容に関して実施内容・結果等を記載し、以下のものを令和６年３月 20 日までに発注者に納品すること。（詳細は別途協議とする。）

（１） 電子媒体（CD-R 等 1 枚）

 ・事業完了報告書（正副１部ずつ）

 ・効果検証結果報告書（正副１部ずつ）

 ・手順書（正副１部ずつ）

 ・作成した啓発媒体（５ 部）

（２）その他発注者が指示するもの

※電子媒体には、「４ 業務内容」で収集した資料一式を整理して格納する。原則、MicrosoftWord、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Illustrator 又は PDF 形式とする。

７．再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、下表に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| 1 再委託の承認(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することとする。 ア 業務の主要な部分を再委託すること。 イ 契約金額の相当部分を再委託すること。 ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。 エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。２ 承認する場合に付する条件(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。(4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。(5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。(6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。(7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。 |

８．実施状況の報告

・受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、発注者に報告すること。（報告様式自由）

・発注者から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

９．委託事業の運営

・受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後５年間保存するものとする。

10．その他

・受注者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。

・受注者は、事業開始時までに事業計画書（事業スケジュール）を発注者へ提出すること。

・受注者は、契約締結後、事業の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。

・受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

・受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

・本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。

別添

ＯＲＤＥＮについては、以下のとおり。

### ＯＲＤＥＮの概要

ＯＲＤＥＮについては、将来的に、公民の多様なデータを連携した利便性の高いサービスの府域展開と、自律的な運営がなされるよう検討を進めており、令和４年度には、そのために最低限必要となるガバナンスの設計及びシステムの整備を行った。

また、府域の様々なプラットフォームとの相互連携、ＯＲＤＥＮに関係するステークホルダのニーズをふまえた機能拡張、継続的な利用者の確保につながるようなサービス実装等、今後の将来展開を意識した事業運営の設計を行うとともに、ＯＲＤＥＮが外部サービスと正常にデータ連携できることを確認するための工程として、堺市が運用するアプリとのデータ連携の実証（サービス実証）を令和５年度に行う。具体的な実施内容と想定スケジュールは以下のとおり。

##### ＜令和５年度＞

* ＯＲＤＥＮとして最低限必要なガバナンス設計及びシステム整備を行う。
* 将来的な機能拡張や自律的な運営体制の確保に向けた事業運営の設計を行う。
* 堺市とのサービス実証の企画運営を行う。
* 令和６年度以降のＯＲＤＥＮの活用の具体化に向けて、大阪府庁内部局、市町村、民間企業等との協議・調整を行う。

##### ＜令和６年度以降（令和６年２月定例府議会大阪府一般会計予算の成立を前提）＞

現時点で想定している内容は以下のとおり。

* 市町村や民間企業等との連携を拡大し、住民の利便性向上につながる具体的なサービスの検討・実装を行う。
* スーパーシティ・万博の運営主体、推進体制、関係組織等連携し、スーパーシティに関するＯＲＤＥＮを活用したサービスの具体化を進める。
* 令和７年度以降には、万博の開催等に向けてヘルスケアに関するデータを流通できるような機能拡張を行うことを想定している。

### 大阪スマートシティ戦略・大阪府市スーパーシティ提案の考慮

本業務の実施にあたっては、大阪スマートシティ戦略ver2.0の推進及び大阪府市スーパーシティ提案の具体化につながるものとなるよう留意すること。

### 法令や国が示すガイドライン等への準拠

ＯＲＤＥＮは、国や他都道府県等のデータ連携基盤との相互運用性を図ることが必要であり、各種法令や国が示す各種ガイドライン等に準拠したものとする。本府が準拠すべきと考えるものは以下のとおりであるが、現時点で準拠が必要と考えられるものや、今後新たに追加されるものについても必要に応じて準拠していく。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 参照先URL |
| 内閣府「スマートシティリファレンスアーキテクチャ　ホワイトペーパー」 | <https://www8.cao.go.jp/cstp/stmain/20200318siparchitecture.html> |
| 内閣府「スーパーシティのデータ連携基盤に関する調査業務　データ連携基盤技術報告書」 | <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/pdf/20211221_DataLinkage_honsi.pdf> |
| 総務省「スマートシティセキュリティガイドライン（第 2.0 版）」 | <https://www.soumu.go.jp/main_content/000757799.pdf> |
| デジタル庁「政府相互運用性フレームワーク（GIF）」 | <https://www.digital.go.jp/policies/data_strategy_government_interoperability_framework/> |
| 内 閣 官 房個人情報保護委員会金融庁　総務省「政府機関・地方公共団体等における業務での LINE 利用状況調査を踏まえた今後の LINE サービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」 | <https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210430-3/01.pdf> |